

## 広陵町イメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町のイメージキャラクター「かぐやちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、使用日の2週間前までに様式第1号の『「かぐやちゃん」着ぐるみ貸出申込書』(以下「申込書」という。)を広陵町長(以下「町長」という。)に提出し、町長の承認を受けなければならない。申込みは使用日の6か月前から、先着順に受け付けるものとする。

2 町長は申込内容について審査し、適当と認める場合は、様式第2号の『「かぐやちゃん」着ぐるみ貸出承認書』(以下「承認書」という。)を使用者に交付するものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第3条 使用者が、企画又は実施する各種イベントにおいて、次に掲げるものに使用する場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(1) 本町のイメージアップに資すると認められるもの。

(2) 報道機関等を通じてイメージキャラクターとしての普及ができる場合。

2 ただし、次にあてはまる場合は、使用を承認しない、又は承認を取り消すことができる。

(1) 広陵町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。また、そのおそれがあるとき。

(2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。

(5) その他、町長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 使用料は無料とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大7日間とする。ただし、町長が認めるときは、この限りではない。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 町長が別に定める『「かぐやちゃん」取扱説明書』を遵守し、適切に使用すること。

(2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(3) 申込書の記載どおりに使用すること。

(4) 承認書に記載された貸出期間を遵守すること。

(5) 火気、水周り及び危険物の近辺で使用しないこと。

(6) 雨天時に屋外で使用しないこと。

(7) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、第2条の承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じて、町長はその責めを負わない。

(原状回復)

第8条 着ぐるみを破損し、汚損し、又は滅失させた者は、使用者の責任と負担により、これを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者の責めの帰すべき事由により、本町又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(町の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が負った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、広陵町は一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

2 この要綱に係る事務は、観光・地域振興担当課が所管する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。